

新居浜工業高等専門学校教職員宿舎入居者選考要領

平成16年8月25日要領第3号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教職員宿舎(以下「宿舎」という。)入居の選考は、この要領の定めるところによる。

(選考の対象となる宿舎)

第2条 選考の対象となる宿舎及びその規格、構造及び戸数は、別表1「貸与宿舎一覧表」のとおりとする。

(被貸与者の資格)

第3条 被貸与者は、本校に常時勤務する事を要する教職員(以下「教職員」という。)に限るものとする。

(入居申込み手続き等)

第4条 宿舎の貸与を希望する教職員は、別表1の選考対象となる宿舎のうち希望する宿舎名、規格等を指定して独立行政法人国立高等専門学校機構宿舎規則(以下「宿舎規則」という。)第1号様式の「宿舎貸与希望調書」により申し込むものとする。また、現に宿舎の貸与を受けている教職員が他の宿舎の貸与を受けようとするときは、宿舎規則第2号様式の「宿舎入替希望調書」により申し込むものとする。

(入居者の選考)

第5条 入居者の選考は、原則として別表2「宿舎入居順位表」に従って決定するものとする。ただし、次の特殊事情があると認められる教職員については、特に考慮することができるものとする。

- (1) 現住居の退去を要求されている場合
- (2) 通勤事情が特に悪い場合
- (3) 住宅環境が悪い場合
- (4) その他、特殊事情があると認められる場合

2 特に順位を付ける事情がないと判断される場合及び同順位者が複数になった場合は、抽選によることができるものとする。

(自動車保管場所の貸与)

第6条 前条により貸与を受けることとなった者及びすでに入居済みの者で2台目以降の自動車保管場所の貸与を申し出た場合には、当該宿舎団地に空きがある時のみ許可するものとする。ただし、当該宿舎団地に新たに入居する者及びすでに入居済みの者が、1台目の自動車保管場所を必要とする場合には2台目以降として許可を受けた自動車保管場所を明け渡さなければならない。

附 則

この要領は、平成16年8月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

貸与宿舎一覽表

宿舎名	規格	構造	専用面積 (㎡)	戸数	建築年月日	備考
枝元宿舎	b	R C	43.84	10	S45. 3. 20	
	c		56.23	10		
徳丸宿舎	b	W	35.54	3	S38. 3. 31	
			44.63	2	S41. 2. 1	
阿島宿舎	c	R C	64.28	20	H6. 11. 18	
	d		71.87	20		

別表 2

宿舎入居順位表

住居区分等	家族数	入居順位
赴任予定者	5人家族以上	1
借家等に入居している者		2
転居希望者		3
赴任予定者	4人家族	4
借家等に入居している者		5
転居希望者		6
赴任予定者	3人家族	7
借家等に入居している者		8
転居希望者		9
赴任予定者	2人家族	10
借家等に入居している者		11
転居希望者		12
同居予定者のある者		13
結婚予定の者		14
赴任予定者		15
借家等		16
転居希望者		17

- イ．赴任予定者 …… 新規採用者及び転任者
 ロ．借家等 …… 教職員宿舎又はこれに準ずる住居以外の住居
 ハ．転居希望者 …… 現に教職員宿舎に入居している者
 ニ．同居予定者 …… 主として入居希望者の収入により生計を維持する父母弟妹